

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成21年8月20日(2009.8.20)

【公表番号】特表2009-500357(P2009-500357A)

【公表日】平成21年1月8日(2009.1.8)

【年通号数】公開・登録公報2009-001

【出願番号】特願2008-519734(P2008-519734)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/05 (2006.01)
A 6 1 K 45/00 (2006.01)
A 6 1 K 31/706 (2006.01)
A 6 1 P 3/04 (2006.01)
A 6 1 P 43/00 (2006.01)
A 6 1 P 3/10 (2006.01)
A 6 1 K 45/06 (2006.01)
A 6 1 P 39/06 (2006.01)
A 6 1 K 31/122 (2006.01)
A 6 1 K 31/205 (2006.01)
A 6 1 K 31/51 (2006.01)
A 6 1 K 31/525 (2006.01)
A 6 1 K 31/455 (2006.01)
A 6 1 K 31/519 (2006.01)
A 6 1 K 31/355 (2006.01)
A 6 1 K 33/24 (2006.01)
A 6 1 K 31/573 (2006.01)
A 6 1 P 25/00 (2006.01)
A 6 1 P 25/04 (2006.01)
A 6 1 P 29/02 (2006.01)
A 6 1 P 9/00 (2006.01)
A 6 1 P 21/00 (2006.01)
A 6 1 P 3/02 (2006.01)
A 6 1 P 21/04 (2006.01)
A 6 1 P 25/08 (2006.01)
A 6 1 P 19/02 (2006.01)
A 6 1 P 9/12 (2006.01)
A 6 1 P 25/28 (2006.01)
A 6 1 P 25/16 (2006.01)
A 6 1 P 25/14 (2006.01)
A 6 1 P 7/00 (2006.01)
A 6 1 P 7/02 (2006.01)
A 6 1 P 11/00 (2006.01)
A 6 1 P 21/02 (2006.01)
A 6 1 P 9/10 (2006.01)
A 6 1 P 15/06 (2006.01)
A 6 1 P 13/02 (2006.01)
A 6 1 P 15/08 (2006.01)
A 6 1 P 29/00 (2006.01)
A 6 1 P 35/02 (2006.01)
A 6 1 P 35/00 (2006.01)

A 6 1 P 35/04 (2006.01)
A 6 1 P 13/12 (2006.01)
A 6 1 P 27/02 (2006.01)
A 6 1 P 27/06 (2006.01)
A 6 1 P 9/06 (2006.01)
A 6 1 P 9/14 (2006.01)
A 6 1 K 31/352 (2006.01)
A 2 3 L 1/30 (2006.01)

【 F I 】

A 6 1 K 31/05
A 6 1 K 45/00
A 6 1 K 31/706
A 6 1 P 3/04
A 6 1 P 43/00 1 1 1
A 6 1 P 3/10
A 6 1 K 45/06
A 6 1 P 43/00 1 0 7
A 6 1 P 39/06
A 6 1 K 31/122
A 6 1 K 31/205
A 6 1 K 31/51
A 6 1 K 31/525
A 6 1 K 31/455
A 6 1 K 31/519
A 6 1 K 31/355
A 6 1 K 33/24
A 6 1 K 31/573
A 6 1 P 25/00
A 6 1 P 25/04
A 6 1 P 29/02
A 6 1 P 9/00
A 6 1 P 21/00
A 6 1 P 3/02
A 6 1 P 21/04
A 6 1 P 25/08
A 6 1 P 19/02
A 6 1 P 9/12
A 6 1 P 25/28
A 6 1 P 25/16
A 6 1 P 25/14
A 6 1 P 7/00
A 6 1 P 7/02
A 6 1 P 11/00
A 6 1 P 21/02
A 6 1 P 9/10 1 0 3
A 6 1 P 15/06
A 6 1 P 13/02
A 6 1 P 15/08
A 6 1 P 29/00
A 6 1 P 35/02

A 6 1 P 35/00
A 6 1 P 35/04
A 6 1 P 13/12
A 6 1 P 27/02
A 6 1 P 27/06
A 6 1 P 9/10
A 6 1 P 9/06
A 6 1 P 9/14
A 6 1 K 31/352
A 2 3 L 1/30 Z

【手続補正書】

【提出日】平成21年7月6日(2009.7.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

200mgレスベラトロールと等しいか、またそれよりも大きなサーチュイン活性化効果を有する一定量のサーチュイン活性化化合物を含む薬学的投薬形態。

【請求項2】

前記薬学的投薬形態が、500mgレスベラトロールと等しいか、またそれよりも大きなサーチュイン活性化効果を有する一定量のサーチュイン活性化化合物を含む請求項1記載の薬学的投薬形態。

【請求項3】

前記サーチュイン活性化化合物が天然に存在する請求項1記載の薬学的投薬形態。

【請求項4】

前記サーチュイン活性化化合物がレスベラトロールまたはニコチンアミドリボシドである請求項3記載の薬学的投薬形態。

【請求項5】

さらに、脂質降下剤、抗肥満剤もしくは抗糖尿病剤またはその組合せを含む請求項1記載の薬学的投薬形態。

【請求項6】

毎日投与するための、18mg/kgレスベラトロールと等しいか、またそれよりも大きなサーチュイン活性化効果を有する一定量のサーチュイン活性化化合物を含有する、被験体において肥満の処置に使用するための組成物。

【請求項7】

毎日投与するための、18mg/kgレスベラトロールと等しいか、またそれよりも大きなサーチュイン活性化効果を有する一定量のサーチュイン活性化化合物を含有する、被験体においてインスリン抵抗性障害の処置に使用するための組成物。

【請求項8】

毎日投与するための、18mg/kgレスベラトロールと等しいか、またそれよりも大きなサーチュイン活性化効果を有する一定量のサーチュイン活性化化合物を含有する、被験体において体重増加の予防に使用するための組成物。

【請求項9】

薬物に起因する体重増加を経験している被験体に使用するためのものである、請求項8記載の組成物。

【請求項10】

サーチュイン活性化化合物の不存在的下の体重喪失を引き起こすのに十分な程度まで、カロリー消費を低下させないか、運動を増大させないか、またはカロリー消費を低下させないことと運動を増大させないこととの組合せもしない被験体において使用するためのものである、請求項6に記載の組成物。

【請求項11】

前記サーチュイン活性化化合物が天然に存在する請求項6ないし10いずれか1項に記載の組成物。

【請求項12】

前記サーチュイン活性化化合物がレスベラトロールまたはニコチンアミドリボシドである請求項11記載の組成物。

【請求項13】

さらに、脂質降下剤、抗肥満剤または抗糖尿病剤、またはその組合せを使用している被験体に使用するためのものである、請求項6ないし10いずれか1項に記載の組成物。

【請求項14】

哺乳動物による消費に適合した食品または飲料であって、該食品または飲料が1以上のサーチュイン活性化化合物のサプリメントを含み、ここに、該食品または飲料中の該1以上のサーチュイン活性化化合物の濃度が、11mg/gレスベラトロールのサーチュイン活性化効果と等しいか、またそれよりも大きなサーチュイン活性化効果を有する、食品または飲料。

【請求項15】

哺乳動物による消費に適合した食品または飲料であって、該食品または飲料は1以上のサーチュイン活性化化合物のサプリメントを含み、ここに、該食品または飲料はブドウ、マルベリー、ブルーベリー、ラズベリー、落花生、乳、酵母またはその抽出物を含まない、食品または飲料。

【請求項16】

哺乳動物による消費に適合した飲料であって、該飲料の8フルイドオンス1人前が、25mgレスベラトロールのサーチュイン活性化効果と同等またはそれよりも大きなサーチュイン活性化効果を有する一定量のサーチュイン活性化化合物を含む飲料。

【請求項17】

哺乳動物による消費に適合した食品であって、該食品の1人前が、100mgレスベラトロールのサーチュイン活性化効果と等しいか、またそれよりも大きなサーチュイン活性化効果を有する一定量のサーチュイン活性化化合物を含む食品。

【請求項18】

前記サーチュイン活性化化合物がレスベラトロールまたはニコチンアミドリボシドである請求項14ないし17のいずれか1項に記載の食品または飲料。

【請求項19】

毎日投与するための、治療上有効量の少なくとも1つのサーチュイン活性化化合物を含む、被験体において筋肉性能または筋肉持続性を増強させるか、疲労を減少させるか、または疲労からの回復を増大させることに使用するための組成物。

【請求項20】

前記サーチュイン活性化化合物が、18mg/kgレスベラトロールと等しいか、またそれよりも大きなサーチュイン活性化効果を有する、請求項19に記載の組成物。

【請求項21】

前記サーチュイン調節化合物が天然に存在する請求項19記載の組成物。

【請求項22】

前記サーチュイン活性化化合物がレスベラトロールまたはニコチンアミドリボシドである請求項21記載の組成物。